

平成27年3月31日

建設業者各位

弘前市法務契約課

施工体制台帳の作成・提出について

平成27年4月1日より、改正建設業法が施行され、公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結した場合においては、その下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することとなります。また、施工体制台帳（再下請通知書を含む）に「外国人建設就労者の従事状況」及び「外国人技能実習生の従事状況」の記載事項が追加されることとなります。

このことから、本市においては、上記法改正に対応した「弘前市建設工事下請負の適正化に関する施工体制点検要領」を新たに制定しましたので、平成27年4月1日以降に本市発注工事の下請契約をされる建設業者におかれましては、要領の趣旨・内容をご理解のうえ、下記のとおり対応していただきますようお願いいたします。

記

〈現行〉

- ・市から請け負った工事金額が3,000万円（建築工事の場合は4,500万円）以上の場合
→1件の工事金額が100万円以上の下請契約を締結しようとするときは、あらかじめ届出書を工事監督課へ提出。下請契約締結後は、速やかに報告書に施工体制台帳等を添付し提出。
- ・市から請け負った工事金額が3,000万円（建築工事の場合は4,500万円）未満の場合
→1件の工事金額が100万円以上の下請契約を締結した場合は、速やかに報告書に施工体制台帳等を添付し提出。



〈改正後〉

- ・下請契約を締結した場合は、その下請金額にかかわらず、速やかに報告書に施工体制台帳等を添付し提出。

※市から請け負った工事金額が3,000万円（建築工事の場合は4,500万円）以上の場合の事前届出については、廃止します。

※上記改正に伴い報告書等の各種様式が一部変更となります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

担当：法務契約課契約担当